

第1問 答案用紙 < 1 >

(監 査 論)

問題 1

問 1

二重責任の原則からは、監査人の責任は財務諸表に対する意見表明に限られ、財務諸表の作成責任は経営者が負う。そのため、経営者確認書を入手することには、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示する責任を果たしたことについて経営者の立場からの正式な確認を求め、もって二重責任の原則に基づく経営者の責任を明確化する意義がある。

問 2

関連法令基準等

[監基報530:4(1),14],[監基報500:A54]

<母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法>

①監査サンプリング：母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るために、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法により、母集団の特性を表す代表的なサンプルを抽出する。

②特定項目抽出による試査：企業の理解、評価した重要な虚偽表示リスク、及びテストする母集団の特性などを考慮し、高額の項目やリスクの高い項目といった特定項目を監査人の判断により抽出する。

<母集団に対する結論を形成する方法>

①監査サンプリング：母集団から抽出したサンプルは、母集団を代表するため、サンプルに対して監査手続を実施した結果から母集団全体の一定の特性を推定し、母集団に関する結論について合理的な基礎を得たかどうかを判断することにより母集団に対する結論を形成する。

②特定項目抽出による試査：母集団から抽出した特定項目は、母集団を代表しないため、必要に応じて分析的手続等の他の監査手続を実施して母集団の残余部分に関して入手した監査証拠と特定項目に対して監査手続を実施した結果とを総合的に勘案することにより母集団に対する結論を形成する。

第1問 答案用紙 < 2 >

(監 査 論)

問 3

財務諸表は、多種多様な財務諸表項目からなり、その適正性は、大局的・抽象的な命題であるため、監査人は、直接的に立証できない。そのため、監査手続における直接の立証目的を特定化し、これに適合する監査手続を立案し実施するとともに、監査要点に関して立証した事項を積み上げて統合化し、財務諸表の適正性を間接的に立証するために、監査要点を設定しなければならない。

問題 2

関連法令基準等

[監基報315:36, A221]

監査人は、内部統制が有効に運用されていると想定していたのにもかかわらず、運用評価手続の実施により、内部統制が有効に運用されていないという監査証拠を入手することがある。同様に、実証手続を実施した結果、そのリスク評価時に想定したよりも大きな金額又は多数の虚偽表示を発見する場合もある。これらの場合、当初のリスク評価結果に基づき立案したリスク対応手続では重要な虚偽表示を発見するのに有効ではない可能性があり、リスクの識別及び評価の修正を要することがあるため、監査人によるリスク評価は暫定的となる。

問題 3

問 1

関連法令基準等

[監基報600:7, A109]

構成単位の監査人が、構成単位及びその環境について経験が豊富で、深い知識を有している場合、当該監査人を関与させることで、グループ監査人が、事業活動とそれに関連するリスク及びグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクが生じ得る領域を理解し、当該リスクを的確に識別及び評価することに役立つ。

問 2

関連法令基準等

[監基報600:8]

グループ監査に係る発見リスクには、構成単位の監査人がグループ財務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発見できないリスクと、グループ監査人が当該虚偽表示を発見できないリスクが含まれ、当該虚偽表示を看過しないために、設問の事項が要求され、重要視される。

第2問 答案用紙 < 1 >
(監 査 論)

問題 1

仕入取引

関連するアサーション：網羅性

適用する監査手続①納品書を閲覧し、検収に基づいた仕入計上を確かめる。

適用する監査手続②X社に対して金額の記入を依頼する確認を実施する。

製品残高

関連するアサーション：評価

適用する監査手続①期末日後の販売状況を把握し、正味売却価額を検証する。

適用する監査手続②年齢調べにより滞留状況を把握し、評価減の要否を確かめる。

問題 2

問 1

固有リスク：輸入商品が小型、高価又は需要が多いものである場合、その資産が流用される機会という不正リスク要因から、固有リスクが高くなる。

貸借対照表との関係：輸入商品の流用の隠蔽のために、流用された輸入商品が実在しているかのように装われ、棚卸資産が架空計上されるという重要な虚偽表示リスクと関係する。

損益計算書との関係：輸入商品の流用の隠蔽のために、期末商品棚卸高が過大計上されることで売上原価が過小計上されることに加えて、輸入商品の流用による損失が計上されないという重要な虚偽表示リスクと関係する。

問 2

内部統制①輸入商品の受入・払出の継続記録と実地棚卸結果との照合

内部統制②在庫管理等の担当者を複数人による相互牽制や定期的な配置転換

問 3

輸入商品の保管場所について、予告なしに事業所を往査し、現物の実査又は棚卸の立会を行う他、輸入商品の回転率の業界平均との比較、輸入商品の減耗等の棚卸差異についての原因別の分析を行う。

第2問 答案用紙 < 2 >

(監査論)

問題 3

問 1

関連法令基準等

[監基報402:8]

甲社監査人は、S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要性、S社が処理する取引又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性、S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い、S社が引き受ける活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係を理解しておかなければならない。

問 2

共通点①他の監査人の職業的専門家としての能力と独立性を検討する。

共通点②意見に単独で責任を負い、原則として監査報告書で利用に言及しない。

相違点①受託会社監査人の利用は、内部統制の評価に限られるのに対し、子会社の監査人の利用は、リスク評価及び実証手続を含む監査の全局面に及ぶ。

相違点②受託会社監査人は監査チームメンバーに該当しないが、子会社の監査人は監査チームメンバーであり、監査人が指揮、監督及び査閲の責任を負う。

相違点③受託会社監査人は、意見の表明に必要な作業を自ら決定するが、子会社の監査人の作業は、必要な保証が得られるように監査人が決定する。